

なり、長政公其本を思ひ出して、先祖の住給ひし所の名を用ひて、かく名付給ひしとぞ聞へし。中略

一福岡町數凡二十三町、其郭内に有町は簗子町、大工町、本町、吳服町、西名島町、東名島町、是他國より城下を通る大道なり、都て六町通と云、西より東へ通る堅町なり、又其東に橋口町有、士の宅なり、是も六町通に續けり、大道なり、傍に有は魚町、萬町、此二町は南洲崎町、鍛治町、西職人町、東職人町、濱町、船町、材木町、此七町は東荒戸新町、横堅以上十一町は、みな福岡の城の郭外にあり、唐人町、新大工町、西町、右は城の西郭外有、藥院町、紺屋町、春屋町、堅横町古は城東郭外にあり、

〔西遊雜記七〕福岡の城は、昔し名島の地に有しを、黒田長政朝臣此地に移し給ひし故に、備前福岡の地名を取りて、此所の地名と號し給ふ事と云、筑前北向ふ國にして、朝鮮國に對し、陽をうしろとせる國なれども、如何の地理にや風土至てよく、上國と云べし、博多とは僅の橋を以て隣とし、町續にして、雙方の地中□凡一万六千餘軒、人物言語もいやしからずして、諸品自由繁昌の所也、〔吾妻鏡三〕壽永三年○元年四月六日甲戌、池前大納言並室家之領等者、載平氏沒官領注文、自公家被下云云、而爲酬故池禪尼恩德申宥彼亞相勅勘給之上、以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領之旨、昨日有其沙汰、令辭之給、○中略

池大納言沙汰○中略

宗像社筑前三箇庄同已上八條院御領○中略

右庄園拾陸箇所注文如此、任本所之沙汰、彼家如元爲有知行勸狀如件、

壽永三年四月六日

〔東寺百合文書一ノ五〕七條院在御判

修明門院御處分御所庄々等○中略